

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月2日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第15号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「道路標識等による規制」の次に「（最高速度の規制にあつては、当該最高速度が令第11条に規定する自動車の最高速度（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）を通行する場合は令第27条第1項に規定する最高速度）より低い場合に限る。）」を加える。

第8条第1号ア中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 運転者以外の者1人をタンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に乗車させる場合

附 則

この公安委員会規則は、平成22年10月1日から施行する。